

平成 27 年 1 月 19 日
道 路 整 備 部

世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例について

【付議の要旨】

区管理水路の占用料を改定するため、世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例を平成 27 年第 1 回世田谷区議会定例会に提案する。

1. 主 旨

区管理水路の占用料については、都の河川占用料を参考に定めており、このたび、東京都が河川占用料に関する単価を改定したことに伴い、区管理水路の占用料の単価を改正する必要性が生じたので、世田谷区公共物管理条例の一部を改正する条例を平成 27 年第 1 回世田谷区議会定例会に提案する。

2. 改正の考え方

区管理水路は、東京都が管理する河川と形態・性質等が類似しており、統一的な処理が求められる施設である。

このため、今般の改正に当たり、都の河川占用料の単価を参考に定めるものである。

3. 改正内容

裏面「新旧対照表」のとおり

区管理水路の占用物件について、「世田谷区公共物管理条例」別表に定められている占用料の単価を改定する。

4. 改定による占用料の歳入見込み額

平成 26 年度	平成 27 年度	増減収見込み額
17,874 千円	17,638 千円	236 千円

平成 26 年 4 月長期占用物件（電気・ガス・水道など）実績比較

5. 今後の予定

平成 27 年	2 月 4 日	都市整備常任委員会
	3 月	第 1 回区議会定例会に条例案を提案
	4 月 1 日	改正条例施行

新旧対照表（別表第13条関係）

占用種別	許可内容	占用単位	金額（円）	
			改正案	現行
第1種	<p>1 橋りょう（添加物を含む。）又は給排水等、世田谷区公共物管理条例第2条第2号及び第3号に掲げるものを直接に利用するための施設の設置を目的とするもの</p> <p>2 橋りょう、世田谷区公共物管理条例第2条第2号及び第3号に掲げるもの又は兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所、事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの</p>	1平方メートル 1年	<u>3,319</u>	<u>3,242</u>
第2種	<p>1 軌道事業又は鉄道事業のための軌道（橋りょうを含む。）の設置を目的とするもの</p> <p>2 水管、下水道管、ガス管又は電力の供給事業若しくは電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの</p>	1平方メートル 1年	<u>995</u>	<u>1,080</u>
第3種	仮設小屋、工事用建物その他仮設建物の附属施設の設置を目的とするもの（第1種に該当するものを除く。）	1平方メートル 1年	<u>3,319</u>	<u>3,242</u>
第4種	電力の供給事業又は電気通信事業のための電柱又は鉄塔の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>3,319</u>	<u>3,242</u>
第5種	電線又はこれに類する架空線の設置を目的とするもの	1平方メートル 1年	<u>1,659</u>	<u>2,161</u>
第6種	第1種から第5種までに属さないもの	1平方メートル 1年	<u>3,319</u>	<u>3,242</u>